

主要施策・事業

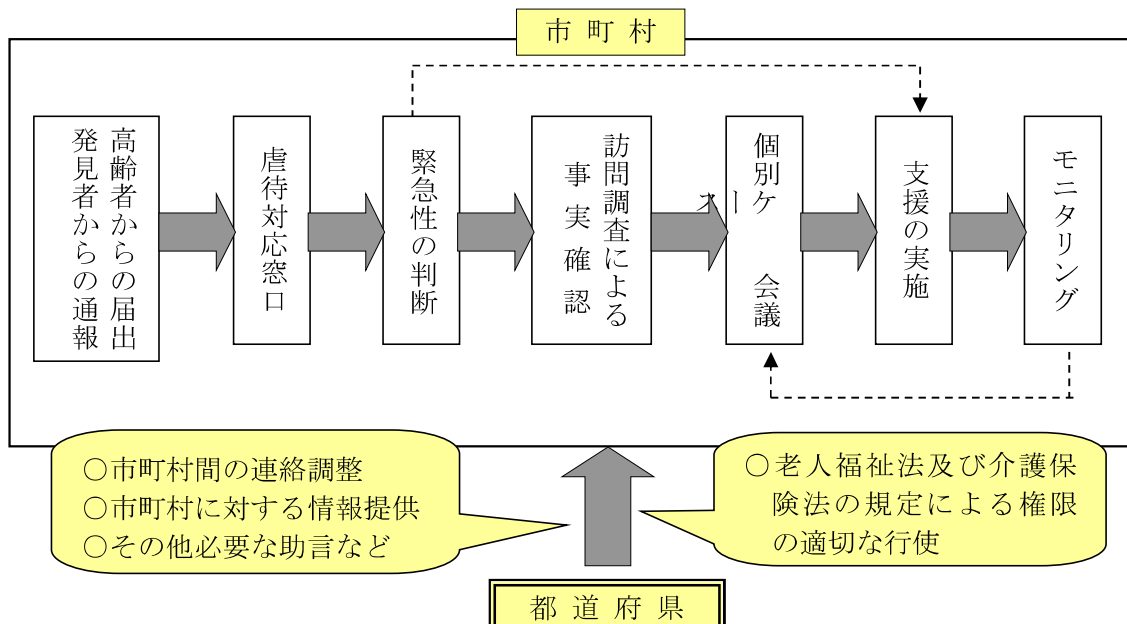
項 目	実施主体	現 状	2026年度までの目標	事 業 内 容
成年後見制度に係る中核機関の整備	市町村	38 市町 (2022 年度)	全ての市町村 (2024 年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る中核機関が整備されるよう支援する。
成年後見制度に係る市町村計画の策定	市町村	43 市町 (2022 年度)	全ての市町村 (2024 年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る市町村計画が策定されるよう支援する。
市民後見人の養成研修の実施	県	未実施	実施 (2024 年度)	全県を対象とした市民後見人養成研修を実施する。
法人後見実施団体の養成研修の実施	県	未実施	実施 (2024 年度)	全県を対象とした法人後見実施団体養成研修を実施する。
権利擁護推進員の養成者数	県	1,506 人 (2023 年度)	年間 100 人	介護施設職員を対象に、高齢者の権利擁護のための取組を施設内で推進する「権利擁護推進員」を養成する。

3 高齢者虐待の防止

現状・第8期計画の評価

- 高齢者虐待については、被害者が家族に介護を受けていたり、認知症の症状があったり、家庭内に閉じこもりがちなことなどから、従来は潜在化しがちでしたが、介護保険制度が普及し、介護支援専門員やホームヘルパーなど外部の目が家庭内に入る機会が増えたことなどにより、深刻な社会問題となっています。
- 高齢者虐待防止法に基づき、市町村では、虐待対応窓口の設置や虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護、養護者（高齢者の世話をする家族、親族など）に対する適切な支援などを行っています。
- 高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が適切に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待防止対応人材養成研修」を実施しています。
虐待の事実が確認された養介護施設等に対しては、虐待防止・高齢者保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の適切な行使を行っています。
なお、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることが2021年4月から義務付けられています。（居宅療養管理指導については2027年4月まで、その他のサービスについては2024年3月まで経過措置あり。）

〈高齢者虐待への具体的な対応イメージ〉



- 市町村で受けた養護者及び養介護施設等従事者による高齢者虐待件数については次表のとおりです。

◇ 養護者による高齢者虐待件数の推移 (単位：件)

年度	相談・通報件数	うち虐待事例と判断した件数	類型別延件数(重複あり)					合計
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
2021	1,996	996	737	146	375	1	122	1,381
2022	2,680	1,280	901	170	463	8	245	1,787

※被虐待者の約7割に認知症の症状がみられます。(2022年度)

◇ 養介護施設等従事者による高齢者虐待件数の推移 (単位：件)

年度	相談・通報件数	うち虐待事例と判断した件数	類型別延件数(重複あり)					合計
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
2021	148	41	27	3	20	1	3	54
2022	145	38	34	7	18	3	2	64

- 県では高齢者虐待防止対応人材養成研修の中で虐待対応の連携・体制整備の必要性を取り入れ、その結果、市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備の構築状況(2022年度)は、「早期発見・見守りネットワーク」が43市町村、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」が31市町村、「関係専門機関介入支援ネットワーク」が31市町村となっています。
- 高齢者虐待への対応について、市町村からの相談に対応しています。

基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、市町村において高齢者虐待の発生防止・早期発見・適切な支援体制整備が図られるよう支援していくとともに、高齢者虐待の事実が確認された養介護施設等に対しては、老人福祉法及び介護保険法に基づく指導等適切な対応を行います。

2026年度までの目標

- 高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が適切に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待防止対応人材養成研修」を実施します。
- 虐待を受けている高齢者の多くに認知症がみられることから、介護者に対して認知症の理解や介護の仕方等を周知するとともに、介護の負担の軽減を図ることにより高齢者虐待の予防に努めます。
- 高齢者虐待防止について、介護保険指定事業者講習会や運営指導等の機会を通じて普及啓発及び助言・指導等適切な対応に努めます。

- 市町村において高齢者虐待防止・対応のための関係機関等のネットワークづくりが推進されるよう支援します。
- 高齢者虐待への対応について、市町村からの相談に対応します。
- 養介護施設従事者による高齢者虐待について、市町村と協働し、必要に応じて、養介護施設等に対して老人福祉法等の権限を適切に行使し、養介護施設等従事者への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求めています。

4 地域で安心してサービスを利用できるように

(1) 適切なサービス提供の確保

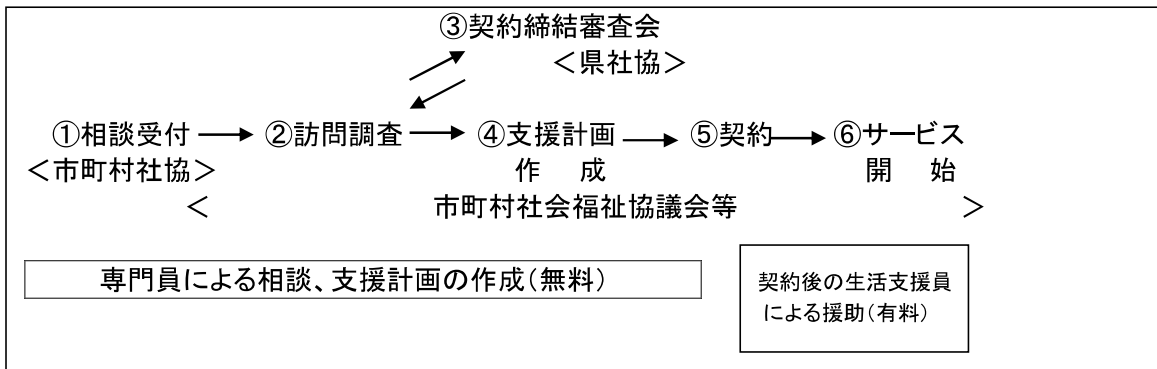
現状・第8期計画の評価

- ケアマネジメントの機能の充実を図るため、介護支援専門員に対する研修を実施しています。
- 質の高い適切な介護サービスが提供されるよう、福祉・医療の関係者や学識経験者らで構成する「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」制度の充実を図っています。
- 利用者の立場に立ったサービスの提供を図るため、事業者・施設の指定及び指導・監督を行っています。
- 県社会福祉協議会では日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が十分でない方が地域で安心して自立した生活を送れるよう援助しています。
- 県社会福祉協議会内に運営適正化委員会を設置し、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し、利用者の権利擁護を図っています。
- 地域包括支援センターでは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等の支援を行っています。
県では、市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施し、地域包括支援センターの機能強化を図っています。
- 介護保険・高齢者福祉ガイドブックを作成、配布し、各種福祉施策を紹介するとともに、県ホームページを活用して介護保険事業者に関する情報の提供を行っています。
- 福祉事務所設置自治体においては、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活困窮者自立支援法による、自立相談支援事業を実施しています。

基本方針

- 適切なケアマネジメントができるよう介護支援専門員に対して資質向上に努めるとともに、介護サービスが円滑に提供されるよう必要な支援を行います。
- 適正で良質な介護サービスの提供体制が継続されるよう努めます。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送ることができるよう日常生活自立支援事業の啓発に努めます。

日常生活自立支援事業の実施手法】



- 住み慣れた地域で安心して生活を継続するため、高齢者を適切な保健・医療・福祉サービスにつなげられるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 介護サービスを必要とする方やその家族に対して、介護保険制度や介護サービス事業所に関する情報提供を行います。
- 関係機関と連携して、高齢者等の生活困窮者の自立相談支援体制の強化を図ります。

2026年度までの目標

- 介護支援専門員に対して各種研修を実施し、適切なケアマネジメントができるよう専門性の向上に努めます。
- 介護サービスの質の向上を目指し、「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」制度の充実・強化を図ります。
- 利用者の立場に立ったサービスの提供を図るため、法令等で定められた事業運営の基準を満たした適正な事業者・施設の指定を行い、それらの基準が遵守されるよう指導・監督を行います。
- 日常生活自立支援事業をより身近な地域で利用できるよう体制を整えるとともに、事業の啓発に努めます。
- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、市町村及び地域包括支援センター職員を対象に研修を実施します。
- 介護保険・高齢者福祉ガイドブックを作成、配布し、各種福祉施策を紹介するとともに、県ホームページを活用して介護保険事業者に関する情報の提供を行っていきます。
- 関係機関と連携して、高齢者等の生活困窮者の自立相談支援体制の強化を図ります。

(2) 利用者の家族等への支援

現状・第8期計画の評価

- 高齢者を介護する家族の方の負担を軽減させるためには、介護サービス等に関する情報を適切に提供し、必要な介護サービスや相談支援へ適時につなげることが重要です。
- 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施するため、重層的支援体制整備事業が創設され、本県においては令和5年4月現在で14市において実施されています。
- この重層的支援体制整備事業において、地域包括支援センターは、高齢者だけではない属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されており、経済的困窮者、障害者、一人親家庭、外国人県民やこれらが複合したケースなどに対応するため、関係分野（生活困窮、障害や児童福祉など）との連携促進を図ることが求められています。また、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援の取組も求められています。
- 介護を必要とする高齢者の家族が、介護や看護を理由に仕事を続けることが困難になり、介護離職に至るケースが問題となっています。
- 家族が安心して仕事を継続できるよう、企業側において介護休業等の両立支援制度の周知や利用促進、多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくりを進めることが重要です。

基本方針

- 属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の整備や他分野との連携が促進されるよう、市町村における重層的支援体制の整備を支援します。
- 市町村・地域包括支援センターや、介護関係者による、ヤングケアラーなど家族介護者支援の取組の推進のため、人材育成や理解促進、情報提供などを進めます。
- ヤングケアラーを社会全体で支えていくため、市町村と協働して、ヤングケアラーに関する理解の促進や、支援体制の整備に取り組みます。
- 介護をしながら安心して働き続けられる職場環境の整備を支援します。

2026年度までの目標

- 複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、対象者の属性を問わない包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村を支援します。
- 地域包括支援センターで総合相談支援業務に携わる職員の資質向上を図るため、市町村や地域包括支援センター職員を対象に、ヤングケアラーなどの家族介護者支援に関する研修を実施します。
- 介護支援専門員に対する研修において、ヤングケアラーなどの家族介護者への支援の必要性や、介護支援専門員の役割等についての理解促進、意識向上を図り、適切な支援につなげます。
- ヤングケアラーへの社会的な関心を高めるため、普及啓発や研修に取り組むとともに、身近な地域での効果的な支援が行われるよう、市町村モデル事業として各種支援策に取り組み、その成果を県内に普及していきます。
- 介護と仕事を両立しやすい職場環境づくりを支援するため、企業を対象に社会保険労務士等の専門家を派遣するほか、両立支援の必要性について理解促進を図るセミナーを開催します。
- 将来の高齢者・要介護者人口の推計やこれまでの利用実績等を踏まえ、各介護サービスの整備目標を設定し、仕事と介護の両立のため必要な介護サービスが提供されるよう、介護サービス提供体制の基盤整備を進めます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
重層的支援体制の整備	市町村	14市	30市町村	重層的支援体制未実施市町村の体制整備に向けた支援を図る。
介護問題を抱える従業員の有無の実態把握をしている企業割合	県事業者	71.6% (2022年度)	80% (2025年度)	介護休業等の両立支援制度の周知や利用促進等、介護と仕事を両立しやすい職場環境づくりを支援する。

5 住民参加による地域福祉活動の展開

(1) 地域における推進組織の充実

現状・第8期計画の評価

- 社会福祉法には、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び民生委員など社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉に努めることが明記されています。
- 市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことが明確にされ、住民の福祉活動の場づくり、ボランティア活動の支援など、地域住民に密着した活動を行っています。
- 社会福祉協議会以外にも、県内各地でコミュニティ活動が展開されており、この中で高齢者への配食サービスや居宅訪問など地域福祉の充実に繋がるような活動に取り組まれています。
- 民生委員・児童委員は、2023年4月1日現在11,753人配置され、住民に最も身近な立場で、低所得者のほか高齢者、児童、障害者等で支援を必要とする方の相談・援助を行うとともに、社会福祉関係行政機関への協力活動を行っています。また、新任・中堅などの対象者ごとに、その時々課題や新たな施策をテーマに研修を行っています。
- 福祉ニーズの高まりにより一地域だけでは対応できない問題について、市町村域を越えた連携を図る動きが活発になってきています。こうした動きに対応できるよう、二次医療圏（老人福祉圏域と同じ）毎に「圏域保健医療福祉推進会議」を開催し、二次医療圏における保健・医療・福祉の総合的な検討や関係機関相互の連絡調整を行っています。

基本方針

- 市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進のための中心的な役割を担っています。
- 研修内容の充実を図り、民生委員・児童委員の資質向上に努めます。また、民生委員・児童委員が災害時に要配慮者に対する活動を的確に行えるよう支援します。
- 地域で解決できない問題や市町村域を越え広域的に対応することが適当と認められる項目について対応するため、二次医療圏での保健・医療・福祉の一層の連携強化を図ります。

2026年度までの目標

- 市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進のため住民の福祉活動の場づくり、ボランティア活動の支援など、地域住民に密着した活動を推進していきます。

- 民生委員・児童委員の研修については、新任・中堅などの対象者ごとに研修内容の一層の充実を図り、時代に即した福祉に関する知識を幅広く、深く身につけることができるよう支援します。
- 「圏域保健医療福祉推進会議」を活用し、二次医療圏における保健・医療・福祉施策の総合的な検討や関係機関相互の連絡調整を行います。

(2) ボランティア、NPO活動の推進

現状・第8期計画の評価

- ボランティアは、地域福祉の推進、福祉のまちづくりの重要な担い手となっており、県及び全ての市町村社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されています。
- 県社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談、ボランティアコーディネーターの養成、児童・生徒の福祉実践教室への支援などの福祉教育の推進を行い、県内ボランティア活動の振興を図っています。
- 市町村社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターが配置され、ボランティア活動の相談やコーディネートが行われています。また、ボランティア養成講座の開催など、地域のボランティア活動振興のための様々な事業も行われています。
- 各社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア情報に関するホームページが開設され、各種情報の発信がなされています。
- 生涯学習推進の中核的施設である生涯学習推進センターの運営事業の中で、生涯学習支援ボランティアに関する施策を一層充実させています。
- 「あいち協働ルールブック 2004」に基づく県とNPOとの協働の実施や、あいちNPO交流プラザでのNPO活動の情報発信及び交流の場の提供など、NPOと行政の連携・協働を推進しています。
- 今後さらに多様化する地域課題に対応するためには、企業や大学、関係団体、NPOなど多様な主体とともに、連携・協働して取り組んでいく必要があります。行政は、コーディネーターとしての役割を果たすことが期待されています。

基本方針

- ボランティア活動の充実・強化を図るため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターの活動の促進を図ります。
- 生涯学習推進センターを中心に生涯学習支援ボランティアの充実を図ります。
- あいちNPO交流プラザを拠点として、NPOとの連携・協働を引き続き推進します。
- 課題解決に向けて、NPOと多様な主体が一体となって取り組んでいけるよう、連携・協働の促進に取り組んでいきます。

2026年度までの目標

- ボランティア活動の充実・強化を図るため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターが行うボランティアコーディネーターの養成、ボランティアに関する普及啓発資料の作成・配布、児童・生徒に対する福祉教育の推進などの支援を行います。
- 生涯学習推進センターを中心に生涯学習支援ボランティアに関する活動相談、情報収集・提供等の施策の充実を図ります。
- あいちNPO交流プラザを拠点として、NPOとの連携・協働の啓発、NPO活動の情報発信やNPOの組織基盤の強化等に取り組みます。
- NPOと多様な主体の連携・協働が促進されるよう、行政職員のコーディネートスキルの養成、NPOと企業、大学等とマッチングする場としてのプラットフォームの構築を行います。

第6章 高齢者の生活環境の整備

1 福祉環境の整備

現状・第8期計画の評価

<地域支援事業>

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、市町村が実施する地域支援事業として、総合相談支援や権利擁護、福祉用具・住宅改修支援など、自立した日常生活を支援するための様々な事業が実施されています。

<施設の整備>

老人福祉法に基づいた施設整備については、多様な生活課題を抱える高齢者の住まいの確保に対応できるよう、地域の実情に応じ、必要なサービスの確保を図る必要があります。

◇老人福祉法上の施設

サービスの種類	サービスの内容
養護老人ホーム	環境上及び経済的な理由により家庭で生活することが難しい65歳以上の高齢者を入居させる施設。
軽費老人ホーム	60歳以上（夫婦のどちらかが60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な方が低額な料金で利用できる施設。
ケアハウス	身体機能の低下等により独立した生活に不安がある60歳以上の高齢者が入所する施設。
経過的軽費老人ホーム	A型：給食サービス提供あり、B型：原則自炊
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、介護の提供、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかの供与を行う施設。

- 養護老人ホーム
 - ・ 入所者の生活の質の向上のため、改築にあわせて大部屋を解消し、施設の個室化の整備を進めています。
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）
 - ・ 経過的軽費老人ホームについては、今後、改築に合わせてケアハウスに一元化していくことになっています。
 - ・ ケアハウスについては、ひとり暮らし等の生活に不安のある高齢者の受け入れ施設だけではなく、高齢化により、要介護者の受け入れ施設としての役割も重要となっています。

- 有料老人ホーム
 - ・ 要支援・要介護者にも対応した有料老人ホームが増えており、要介護者の介護施設としての役割も大きくなっています。
 - ・ 有料老人ホームの運営については、愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき入居者の福祉が図られるよう指導しています。

◇老人福祉法上施設の定員数（各年度4月1日現在）

サービスの種類	2021年度			2022年度			2023年度		
	施設数 (か所)	定員 (人)	入居者 数(人)	施設数 (か所)	定員 (人)	入居者 数(人)	施設数 (か所)	定員 (人)	入居者 数(人)
養護老人ホーム	31	2,055	1,809	31	2,035	1,795	31	2,035	1,783
軽費老人ホーム	99	4,183	3,930	99	4,183	3,910	99	4,183	3,886
ケアハウス	92	3,493	3,320	92	3,493	3,302	92	3,493	3,282
経過的軽費老人 ホーム(A型)	7	690	610	7	690	608	7	690	604
有料老人ホーム	937	31,949	27,451	1,004	33,978	28,612	1,091	36,485	30,280

基本方針

<地域支援事業>

- 高齢者の自立した日常生活を支援するため、地域支援事業が適切に実施されるよう市町村を支援します。

<施設の整備>

- 養護老人ホームについては、入所者の生活の質の向上のため、施設の個室化の整備を進めます。
- 軽費老人ホームについては、ケアハウスに一元化していきます。
- 有料老人ホームについては、愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、入居者の福祉の増進を図ります。
また、市町村とも連携し、質の確保を図るとともに、未届の有料老人ホームの解消に努めます。

2026年度までの目標

<地域支援事業>

- 市町村が実施する地域支援事業が充実されるよう支援します。

<施設の整備>

- 養護老人ホームについては、改築に合わせて大部屋を解消し、施設の個室化の整備を進めます。

- 軽費老人ホームについては、経過的軽費老人ホームであるA型の改築に合わせてケアハウスとしての整備が進むよう支援するとともに、安定した運営が行えるよう運営費補助を継続します。
- 有料老人ホームについては、愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき入居者の福祉が図られるよう指導を行うとともに、未届の有料老人ホームについては届出に向けた指導を行います。

2 高齢者住宅の整備とリフォーム

現状・第8期計画の評価

<既存住宅のバリアフリー化>

- 既存の持ち家については、介護保険制度を活用した住宅改修などによりバリアフリー化を促進するほか、住宅リフォームに関する相談窓口の設置や住宅リフォームに関する支援制度などの情報提供を行っています。（相談窓口を全市町村で設置）
- 既存の民間賃貸住宅については、国の補助制度等を活用したバリアフリー化への改修を促進しています。
- 既存の公営住宅については、高齢者向け住戸への改善やエレベーター設置等の共用部分の改善を推進しています。（県営住宅全体のバリアフリー化率は2022年度時点で58.8%）

<高齢者向けの賃貸住宅の供給>

- サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング等、バリアフリー仕様の住戸に緊急通報装置や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を促進しています。
- 公営住宅等については、高齢者世帯等の小規模世帯向け住宅や、老人同居・大家族向け住宅を一般世帯向け住宅と併せてバリアフリー仕様で供給しています。

◇高齢者向け賃貸住宅の供給量（2022年度末）

	戸数
高齢者向け賃貸住宅全体	15,273 戸
サービス付き高齢者向け住宅	(321 住宅) 11,574 戸
地域優良賃貸住宅等の高齢者向け賃貸住宅	2,152 戸
シルバーハウジング	1,510 戸

<高齢者の入居・居住の支援>

- 高齢者が民間の賃貸住宅に入居する際に、高齢であることを理由に入居が敬遠される傾向にあります。このため、高齢者等であることを理由に入居を拒否しない民間の賃貸住宅の情報提供を行っています。
- 公営住宅における高齢者世帯等の優先入居を実施しています。
- 公営住宅において介護サービス等の拠点となる福祉施設等の誘致を進めています。

基本方針

<既存住宅のバリアフリー化>

- 愛知県高齢者居住安定確保計画等に基づき高齢者等が暮らしやすい居住環境の整備を推進するため、既存の持ち家、民間賃貸住宅、公営住宅等のバリアフリー化の促進に努めます。

<高齢者向けの賃貸住宅の供給>

- 愛知県高齢者居住安定確保計画等に基づき、サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング等、高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進します。

- 公営住宅においては、高齢者に配慮したバリアフリー仕様の住宅の供給を行います。

- 公営住宅において、高齢者世帯等の優先入居を実施します。また、介護サービス等の拠点となる福祉施設等の誘致を進めます。

<高齢者の入居・居住の支援>

- 新たな住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者等であることを理由に入居を拒否しない民間の賃貸住宅や入居支援、生活支援等を行う居住支援法人の情報提供を行います。

2026年度までの目標

<既存住宅のバリアフリー化>

- 既存の持ち家について、介護保険制度を活用した住宅改修や住宅リフォームに関する支援制度の情報提供などによりバリアフリー化を促進します。

- 市町村相談窓口において対応できるよう、市町村職員のための講習会等を開催し、住宅リフォームに関する情報提供等を図ります。

- 既存の民間賃貸住宅について、新たな住宅セーフティネット制度における国の補助制度について情報提供することにより、その促進に努めます。

- 既存の公営住宅のバリアフリー化の促進に努めます。

<高齢者向けの賃貸住宅の供給>

- サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング等、バリアフリー仕様の住戸に緊急通報装置や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を促進します。

- 公営住宅においては、高齢者に配慮したバリアフリー仕様の住宅の供給を行います。

<高齢者の入居・居住の支援>

- 新たな住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者等であることを理由に入居を拒否しない民間の賃貸住宅や入居支援、生活支援等を行う居住支援法人の情報提供を行います。

- 公営住宅において、高齢者世帯等の優先入居を引き続き実施します。また、介護サービス等の拠点となる福祉施設等の誘致を引き続き進めます。

主要施策・事業

項 目	実施 主体	現 状	2026年度 までの目標	事 業 内 容
生活支援サービス付き高齢者向け賃貸住宅	県 市町村 民間事業者等	15,273戸 (2022年度末累計)	約21,000戸 (2030年度末累計)	サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジングなど、バリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給を目指す。

3 人にやさしい街づくり

現状・第8期計画の評価

<人にやさしい街づくりの推進に関する条例>

- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、整備計画の届出制度により、整備基準に適合するよう必要な指導・助言を行うとともに、既存施設について適合に努めるよう指導するなど、人にやさしい街づくりの推進を図っています。

<建築物等の整備>

- 高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を確保するため、建築物等のバリアフリー化の促進を図っています。

<教育・広報活動>

- 地域セミナーや出前講座の実施など、教育、広報活動を推進しています。
- 2014年7月に「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習制度」を創設し、県の指定を受けた団体等により、人にやさしい街づくりアドバイザーの養成のための講習を実施しています。

<道路・公共交通機関の整備>

- 高齢者が、自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備に向け、高齢者の移動手段を確保していくことが重要となっています。
- 生活関連施設を結ぶ道路において、歩行空間のバリアフリー化を推進しています。

基本方針

<人にやさしい街づくりの推進に関する条例>

- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、すべての人があらゆる施設を円滑に利用できるよう、人にやさしい街づくりの推進に努めます。

<建築物等のバリアフリー化の促進>

- 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に施設が利用できるよう、建築物等のバリアフリー化の促進に努めます。

<人にやさしい街づくりの教育、普及・啓発>

- 人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深めるため、教育活動、広報活動の推進に努めます。
- 地域において人にやさしい街づくりを推進する人材となる、人にやさしい街づくりアドバイザーの養成を図ります。

<安心・安全、快適に移動のできる道路・公共交通機関の整備の推進>

- 引き続き生活関連施設を結ぶ道路において、歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者の移動手段の確保に向けた取組を推進します。

2026年度までの目標

<人にやさしい街づくりの推進に関する条例>

- 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、整備計画の届出制度により、整備基準に適合するよう必要な指導・助言を行うとともに、既存施設について適合に努めるよう指導するなど、人にやさしい街づくりの推進を図ります。

<建築物等のバリアフリー化の促進>

- 高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を確保するため、建築物等のバリアフリー化の促進を図ります。

<人にやさしい街づくりの教育、普及・啓発>

- 人にやさしい街づくりの普及・啓発、教育活動、広報活動を推進します。
- 「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」の普及・啓発を図ります。
- 「人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習制度」により県の指定を受けた団体等が講習を実施し、人にやさしい街づくりアドバイザーの養成を図ります。

<安心・安全、快適に移動のできる道路・公共交通機関の整備の推進>

- 段差のない歩道や幅の広い歩道等の整備を行い、すべての人にとって、安心して安全な生活ができるよう、バリアフリーの歩行空間を整備します。
- 広域的・幹線的なバス路線の運行に要する経費の補助や、三河山間地域における市町村営バス等の運行に要する経費の補助など、地域公共交通の維持・確保に向けた支援を行います。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	2026年度までの目標	事 業 内 容
「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の基準に適合する施設の増進	事業者	適合施設 40,124件 (2022年度末累計)	適合施設 43,700件 (2026年度末累計)	すべての人が円滑に利用できる施設が増えるよう、指導・助言を行い、条例の整備基準への適合を促進する。

4 安心して生活できる環境の整備

現状・第8期計画の評価

<高齢者の交通安全対策>

- 交通安全県民運動では、「高齢者の交通事故防止」を運動重点の一つに掲げ、家庭・地域・職場ぐるみの交通安全運動の推進、交通安全教育の実施等を通じて、高齢者自身が交通安全ルールを守り、安全な行動をとるとともに、周囲にも高齢者を保護する意識が醸成されるよう広報・啓発活動を進めています。
- 交通事故死者の約半数を占める高齢者の交通事故抑止を図るため、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室等を行い、高齢者自身に身体機能の変化を理解してもらうとともに交通安全思想の普及を図っています。

<高齢者の消費者被害の対策>

- 消費者被害が複雑化・多様化するとともに、高齢者等の消費者被害が深刻化していることから、市町村と連携し、消費者問題解決力の高い地域づくりを推進しています。市町村に対して、消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構築の働きかけを行い、第8期計画の目標である人口カバー率 85%以上を達成しました。また、消費生活相談員の資質向上のための実践的な研修を実施しています。
- 消費者トラブルや特殊詐欺被害に巻き込まれる高齢者が後を絶たないため、被害の未然防止・拡大防止に向けて、様々な広報媒体を活用した高齢者に対する啓発活動、消費生活相談や悪質な事業者に対する指導を行っています。

<高齢者に対する災害への備え>

- 南海トラフ地震等の大規模災害に備え作成している愛知県地域防災計画について、毎年検討を加え、必要な見直しを行っています。
- 市町村では、高齢者など災害時に自ら避難することが難しく、支援が必要な方（避難行動要支援者）の把握に努めています。
- 災害時要配慮者支援を迅速かつ適切に行うには、支援が必要な方を日頃から積極的に把握し、日常的な見守り活動や助け合い活動を進めることが有効であることから、こうした地域における支え合いを推進するための市町村地域福祉計画に、避難行動要支援者の把握・情報共有・安否確認方法等を盛り込むことが重要となっています。
- また、市町村では、災害時に高齢者、障害者、乳幼児など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方たちに対する福祉避難所を確保しています。（54市町村、1,064か所（2022年10月31日現在））
- 本県では、市町村において災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022年度改訂）を示し、取組を促しています。

基本方針

<高齢者の交通安全対策の推進>

- 交通安全県民運動を中心に、高齢者に対し、交通ルールを守り、安全な行動をとることを呼びかけるとともに、地域住民にも高齢者を保護する意識が醸成されるよう広報・啓発活動を進めます。

<高齢者の消費者被害の対策の推進>

- 市町村と連携し、地域が一体となって消費生活相談を行うことにより、高齢者等の消費者被害の救済・未然防止に努めます。
- 高齢者に対して、よりきめ細やかな情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図ります。
- 悪質な事業者に対して厳正な処分を行うとともに、法律や条例に抵触する疑いのある段階で迅速に事業者指導を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- 高齢者が特殊詐欺などの悪質な詐欺被害に遭わないよう、情報提供と広報啓発を行い、被害の未然防止を図ります。

<高齢者に対する災害への備え>

- 災害発生時に市町村、県保健所等から情報収集し、要配慮者に係る広域調整・市町村支援を行います。
- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者への支援や、避難生活における要配慮者支援の取組を推進します。
- 避難生活の長期化に伴い懸念される、災害関連死の一つである誤嚥性肺炎を防ぐため、高齢者に対する口腔ケアの重要性について広く啓発に努めます。
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や協定の締結が進むように、働きかけます。

2026年度までの目標

<高齢者の交通安全対策の推進>

- 第12次愛知県交通安全計画を作成し、交通事故死者数の更なる減少を図るためには、年間の交通事故死者数の約半数を占める高齢者の事故死者数を減少させることが挙げられます。
このため、高齢者が多く集まる場所において、反射材の着用促進活動を実施するとともに、認知症対策の強化が図られた改正道路交通法及び運転免許証の自主返納制度の周知に努めます。
また、高齢者を対象とした参加体験型の交通安全教室等を通して交通安全思想の普及を図ります。

<高齢者の消費者被害の対策の推進>

- 市町村の消費者安全確保地域協議会（高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワーク）の活動の拡充を図ります。また、研修などにより消費生活相談員の資質の向上を図ります。
- 消費生活情報「あいち暮らしっく」等を利用して、高齢者にわかりやすく親しみやすい消費生活情報の提供を行います。
- 消費者市民講座を開催し、消費者被害の未然防止を図ります。
- 国、警察等関係機関と随時情報交換を行うなど連携を強化し、悪質事業者への厳正な処分と機動的な指導を継続して実施します。
- 高齢者の集まる場所での啓発など、民間団体や金融機関等と連携しながら、あらゆる機会を捉えて特殊詐欺などの高齢者が被害者となる犯罪に関する情報提供、啓発活動を行います。

<高齢者に対する災害への備え>

- 災害時に、高齢者、障害者、乳幼児など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方たちに対する福祉避難所の確保に努めます。
- 市町村において災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022 年度改訂）を示し、取組を促します。
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や協定の締結が進むように、働きかけます。

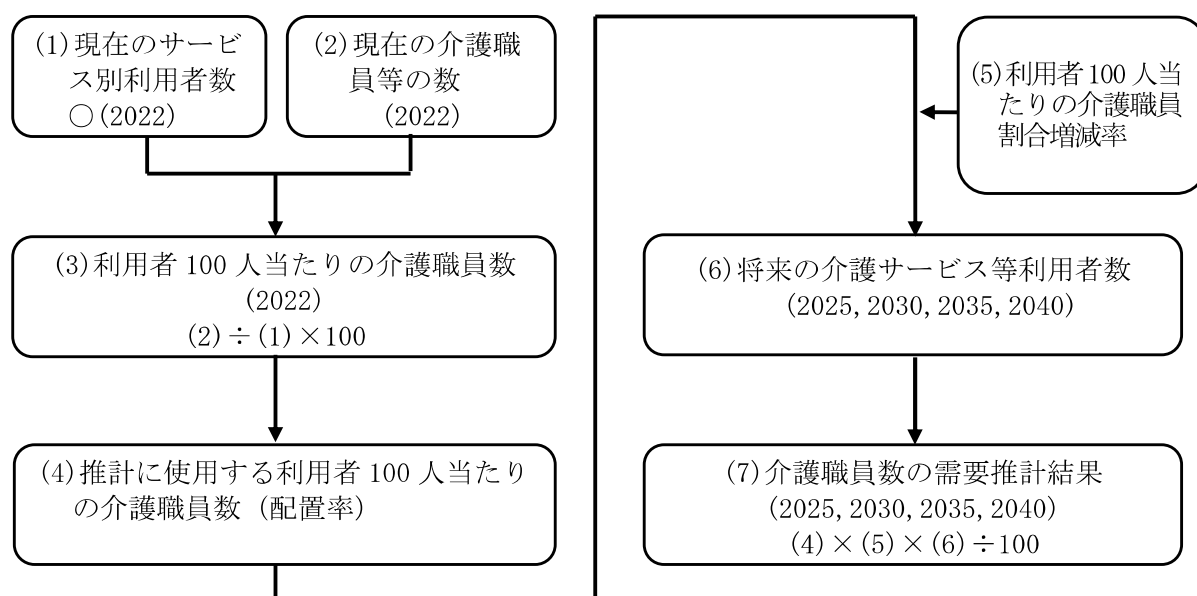
項目	実施主体	事業内容
交通安全県民運動の推進	県 愛知県交通安全推進協議会	春・夏・秋・年末にポスター・チラシの作成等により交通安全思想の普及を図る。

第7章 人材の確保と資質の向上・介護現場の生産性の向上 (業務の改善・効率化と質の向上)

1 介護人材の将来推計

<需要推計>

● 将来必要となる介護職員数の推計は次のフローにより求めます。



(注) (1)は厚生労働省「介護給付費等実態調査報告(2022)」の本県のデータによる。
 (2)は厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査(2022)」の本県のデータによる。
 (4)は本県の配置率(2022年)とし、(5)は0%とした。
 (6)は本県の市町村介護保険事業計画(第9期計画)における集計値。

● 推計結果は次のとおりです。

◇需要推計結果 単位(人)

年	介護職員数
2025年	
2030年	

年	介護職員数
2035年	
2040年	

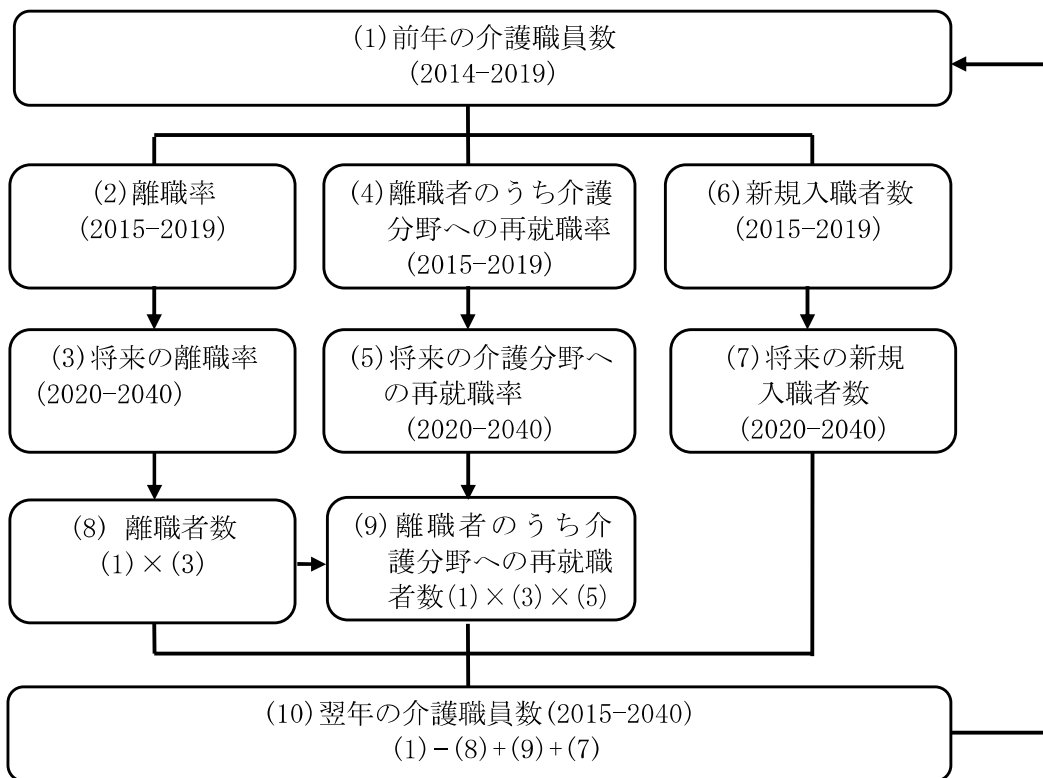
(注) 通所リハに係る介護職員は、老人保健施設等との兼務の可能性が高いことから、国において除外して取扱うこととされ推計に含んでいない。

推計中

(厚生労働省からのデータを基に推計予定)

<供給推計>

- 将来供給されると見込まれる介護職員数の推計は次のフローにより求めます。



(注) (1)は各年度の厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」の本県のデータによる。
 (3)は全国の離職率（サービス系型別）とし、(5)は全国の介護分野への再就職率（サービス系型別）とした。

- 推計結果は次のとおりです。

◇供給推計結果 単位（人）

年	介護職員数
2025年	
2030年	

年	介護職員数
2035年	
2040年	

(注) 現在の推移を踏まえた将来の離職率、介護分野への再就職率、入職者数に基づき推計したもの。需要推計と同様に、通所リハビリテーションに係る介護職員は、国において除外して取扱うこととされ推計に含まれていない。

<まとめ>

- 需要推計と供給推計を比較すると、2019年と比較して2025年以降は介護職員数の増加が見込まれるものの、2035年以降は需要推計を上回るため、介護職員の不足が見込まれます。

推計中
 (厚生労働省からのデータを基に推計予定)

◇介護職員数推計結果 単位（人）

	需要推計	供給推計	需要と供給の差
2023年			
2025年			
2030年			
2035年			
2040年			

(注) 端数処理の関係で、差が合わない箇所があります。

2 保健・医療・福祉人材の確保と資質の向上

現状・第8期計画の評価

<保健・医療を支える人材の確保>

● 医師を始めとした保健・医療分野のマンパワーの状況は次表のとおりとなっています。

◇ 保健・医療を支えるマンパワーの状況

区 分	2018年12月31日現在	2020年12月31日現在
医 師	16,894人 (本県を従事地としている届出数)	17,842人 (本県を従事地としている届出数)
歯科医師	5,738人 (本県を従事地としている届出数)	6,159人 (本県を従事地としている届出数)
薬 剤 師	15,446人 (本県を従事地としている届出数)	16,003人 (本県を従事地としている届出数)
看 護 師 准看護師	74,879人 (県内で就業している者)	77,739人 (県内で就業している者)
保 健 師	2,726人 (県内で就業している者)	2,848人 (県内で就業している者)
助 産 師	2,241人 (県内で就業している者)	2,386人 (県内で就業している者)
理学療法士	8,476人 (免許取得者)	9,790人 (免許取得者)
作業療法士	3,786人 (免許取得者)	4,377人 (免許取得者)
歯科衛生士	6,682人 (県内で就業している者)	7,233人 (県内で就業している者)

● 保健・医療分野に係る養成施設の状況は次表のとおりです。

◇ 保健・医療分野の養成施設の状況

区 分	2020年度	2023年度
医 師	入学定員 444人 (4大学に医学部を設置)	入学定員 439人 (4大学に医学部を設置)
歯科医師	入学定員 125人 (1大学に歯学部を設置)	入学定員 125人 (1大学に歯学部を設置)
薬 剤 師	6年制入学定員 620人 (4大学に薬学部を設置)	6年制入学定員 625人 (4大学に薬学部を設置)
看 護 師 准看護師	53施設、59課程 1学年定員 3,637人	52施設、56課程 1学年定員 3,587人
保 健 師	大学看護学科等 16施設 入学定員 354人(看護師と重複)	大学看護学科等 17施設 入学定員 333人(看護師と重複)

区 分	2020 年度	2023 年度
助産師	9 施設、9 課程 入学定員 126 人前後(看護師と重複)	8 施設、8 課程 入学定員 105 人前後(看護師と重複)
理学療法士	18 施設、入学定員 965 人	19 施設、入学定員 1,010 人
作業療法士	13 施設、入学定員 465 人	14 施設、入学定員 495 人
歯科衛生士	11 施設、入学定員 652 人	11 施設、入学定員 682 人

- へき地医療支援機構において、へき地診療所への代診医派遣調整等を実施しています。
- 医師の地域偏在が解消されていない状況であり、地域医療支援センターが中心となって医師確保対策に引き続き取り組む必要があります。
- 「第 8 次愛知県看護職員需給見通し」の策定は見送られましたが、2018 年度に行った 2025 年における看護職員の需給推計によれば、充足率は最大で 93.2%、最小 86.8%とされており、不足の状況が続くと予測されています。今後は、超高齢社会に向けて、特に、不足が予想される在宅・介護領域における看護職員の確保や定着が促進されるよう支援を進める必要があります。
- 愛知県看護研修センターは、2003 年度に看護職員の継続教育を推進するための拠点として設置しており、看護教員等指導者の養成や施設内教育等の支援、再就業希望者のための実務研修などの事業の充実が求められています。
- 在宅療養支援歯科診療所では歯科衛生士の配置が義務付けられていることから、引き続き歯科衛生士の人材確保が求められています。
- 愛知県歯科医師会及び愛知県歯科衛生士会への委託事業を実施し、歯科衛生士の復職支援及び就業定着を図っていますが、さらなる人材確保が求められています。

<福祉・介護を支える人材の確保と資質の向上>

- 社会福祉士、介護福祉士を始めとした福祉・介護を支えるマンパワーの状況は次表のとおりとなっています。

◇ 福祉・介護を支えるマンパワーの状況 (年度末現在)

区 分	2020 年度	2022 年度
社会福祉士	14,683 人 (本県を住所地としている登録数)	15,970 人 (本県を住所地としている登録数)
介護福祉士	81,076 人 (本県を住所地としている登録数)	87,888 人 (本県を住所地としている登録数)
精神保健福祉士	3,646 人 (本県を住所地としている登録数)	4,245 人 (本県を住所地としている登録数)
訪問介護員	228,722 人 (訪問介護員養成研修修了者数)	236,494 人 (訪問介護員養成研修修了者数)
介護支援専門員	35,484 人 介護支援専門員実務研修受講試験 合格者数 累計	36,730 人 介護支援専門員実務研修受講試験 合格者数 累計

- 福祉・介護に係る養成施設等の状況は次表のとおりです。

◇ 福祉・介護分野の養成施設の状況

区 分	2020 年度	2023 年度
社会福祉士	5 校、入学定員 760 人	5 校、入学定員 760 人
介護福祉士	14 校、入学定員 639 人	12 校、入学定員 529 人
精神保健福祉士	4 校、入学定員 220 人	4 校、入学定員 240 人

- 県内の専門学校等福祉関係職員の養成校の入学者、卒業生及び県内福祉施設就職者の状況は次表のとおりです。

◇ 養成施設卒業生の県内施設就職状況

区 分	卒業生(人)			県内福祉施設就職者(人)		
	2019 年度	2022 年度	差引	2019 年度	2022 年度	差引
社会福祉士	297	315	18 (106.0%)	139	128	△11 (92.0%)
介護福祉士	297	359	62 (120.8%)	249	295	46 (118.4%)
精神保健福祉士	153	183	30 (119.6%)	79	76	△3 (96.2%)

◇ 養成施設の入学状況

区 分	入学定員(人)			入学者(人)		
	2020 年度	2023 年度	差引	2020 年度	2023 年度	差引
社会福祉士	760	760	0 (100.0%)	295	350	55 (118.6%)
介護福祉士	639	529	△110 (82.7%)	362	301	△61 (83.1%)
精神保健福祉士	220	240	20 (109.1%)	152	197	45 (129.6%)

- 社会福祉施設等の従事者の状況は次表のとおりとなっています。

◇ 社会福祉施設等の従事者数（常勤換算）

2020年10月1日現在	2021年10月1日現在
68,377人	68,035人

（資料）厚生労働省：「社会福祉施設等調査報告」「介護サービス施設・事業所調査」

- 少子高齢化の進行などにより、今後さらに拡大すると予測される福祉・介護ニーズに対応するため、質の高い人材を安定的に確保することが重要かつ喫緊の課題となっています。
- 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（2007年厚生労働省告示第289号）」において、人材確保の基本的な考え方として、①適切な給与水準の確保など労働環境の整備、②従事者の資質の向上などキャリアアップの仕組みの構築、③介護福祉士や社会福祉士等の資格を有しながら就業していない潜在的有資格者等の参入の促進などが挙げられ、国・都道府県を始めとした関係者の取組が求められています。
- 介護人材の確保にあたっては、将来に向けての人材不足状況について、適切に把握・分析を行ったうえで、県、市町村、関係団体等がそれぞれの立場・役割に応じて、取組が効果的に展開できるよう、連携を図っています。
- 介護職員の処遇改善については、2009年度以降の介護報酬改定等による介護職員処遇改善加算等により2008年度に比べ月額平均7.5万円の改善がされています。さらに、リーダー級の介護職員については、他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善が2019年10月より実施されています。
- 市町村においては、介護人材の確保へ向けた様々な事業が実施・検討されています。地域の実情に応じた多様な取組が推進されるよう、県として支援しています。
- 社会福祉分野の人材確保を目的として、社会福祉法に基づき設置している「福祉人材センター」（愛知県社会福祉協議会）は、福祉・介護人材の無料職業紹介事業、福祉関係職員に対する専門的知識や技術向上に係る研修、介護福祉士及び社会福祉士養成施設の生徒に対する修学資金の貸付や、離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付などを実施しています。今後とも、福祉・介護人材の確保における中核的機関としての機能を強化していく必要があります。
- 介護が必要な方が増加し、介護に関わる課題が多様化する中、介護の意義と重要性について広く啓発するため、国において「介護の日」（11月11日）が定められています。こうした機会を捉え、多くの方々に対し「介護」や「介護職」への関心を引き続き高めていく必要があります。
- 介護職の一面的なマイナスイメージ（給料が安い、仕事がきつい等）が浸透し、若い世代を始めとした新たな人材の参入が進まない現状があったため、ポータルサイトによる発信など介護職の魅力発信を進めています。
介護職が本来持つ高い専門性、社会的意義、やりがいなど、介護職に関する正しい理解が促進され、介護職が若者により選択される職業となるよう、さらなる普及啓発に努めていく必要があります。
- また、福祉の心を育むため、子どもの頃からの福祉・介護の学習を進めていくことが求められています。

- 拡大する介護ニーズに対応するためには、若い世代のみならず、元気高齢者、子育て中や子育てを終えた方、他業種就労者など、多様な人材層の介護分野への参入を促進していくとともに、介護関係の資格等を持ちながら介護分野に就業されていない、いわゆる潜在的有資格者のさらなる掘り起こしに努めていく必要があります。
- 参入促進に取り組む一方で、限られた人材で必要な介護サービスを着実に提供していくため、介護職員や介護支援専門員等の資質を向上させるとともに、資格取得等によるキャリアアップを支援する取組が引き続き求められています。
- 本県における介護職員の離職率は、全産業平均や全国平均から見てもやや高い水準で推移しており、職場における労働環境の整備・改善や、介護職員が抱える対人援助特有の心の負担等を和らげるための支援が求められています。
- 介護人材の安定的な確保にあたって、求職者が安心して見通しのある職場選択ができるよう、介護の職を希望する人が各事業所の人材育成の方針や労働環境について分かりやすく情報を得られる仕組みが必要です。
- 技能実習制度に代わる新たな制度による受入を含め、今後さらなる増加を見込む外国人介護人材について、介護事業所において円滑な受入ができるよう、環境整備等に対する支援が求められています。
- 2021年度介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者に対し職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置が義務化されました。

基本方針

<保健・医療を支える人材の確保>

- 引き続きへき地医療支援機構を中心に、へき地保健医療対策を推進します。
- 引き続き地域医療支援センターを中心に病院勤務医不足等への対策を推進します。
- 特に不足が予想される在宅、介護領域における看護職員の確保や定着を図るため、支援を進めます。
- 愛知県看護研修センターの研修内容の充実、実施方法の多様化を図ります。
- 在宅歯科医療に従事する歯科衛生士の増加に努めます。
- 歯科衛生士の人材確保を図るため、歯科衛生士の就業実態に合った効果的な復職支援と早期離職防止の取組に努めます。

<福祉・介護を支える人材の確保と資質の向上>

- 介護人材の将来推計で必要とされた介護職員数の確保を図るため、「福祉人材確保指針」等を踏まえ、
 - ・介護の仕事の魅力発信や、求人・求職のマッチング強化などによる多様な人材の「参入促進」
 - ・職員のキャリアアップに対する支援や、介護福祉士の専門性向上などによる人材の「資質の向上」
 - ・賃金水準の改善やマネジメント能力・人材育成力の向上、職員の負担軽減などによる「労働環境・処遇の改善」などの取組を進めます。
- また、今後増加する外国人介護人材の受入に係る環境整備を推進するとともに、介護人材確保に取り組む市町村や関係団体等との適切な連携及び支援を図ります。

- ハラスメント対策について、普及啓発及び助言・指導等に努めます。

2026年度までの目標

<保健・医療を支える人材の確保>

- へき地医療支援機構等により、へき地における医療の確保を図るとともに、へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援などにより、医師の定着を図ります。
- 医師については、県に設置した地域医療支援センターが中心になって、大学医学部地域枠出身医師の養成やドクターバンク事業等により確保に努めます。
- 在宅・介護領域において、看護職員が必要な知識・技能を習得するために必要な研修を受講できるよう支援を進めます。
- 看護教員等指導者の養成や施設内教育等の支援、再就業希望者のための実務研修などの事業の充実を図るとともに、e-ラーニングの導入など実施方法の多様化を図っていきます。
- 医療と介護に関する幅広い知識を持ち、多職種連携・調整に対応できる歯科衛生士の人材育成を進めていきます。
- 未就業あるいは就業定着に不安を持つ歯科衛生士に対し、愛知学院大学短期大学部に設置された歯科衛生士リカレント研修センター、愛知県歯科医師会、愛知県歯科衛生士会、歯科衛生士養成施設が連携し、引き続き早期離職防止と人材確保を図っていきます。

<福祉・介護を支える人材の確保と資質の向上>

- 介護人材の確保へ向けて、市町村、関係団体、国の労働関係機関等とのさらなる連携強化を図るとともに、愛知県介護人材確保対策連携推進協議会等を活用し、各取組に対する評価・改善の検討を着実に実施するなど、PDCAサイクルを意識した取組の推進に努めます。
- 市町村が実施する、介護の仕事の理解促進や介護職員の資質向上のための取組に対する支援を行うとともに、地域の介護関係団体等と協働しながら取組が図られるよう、市町村における協議会の設置を働き掛けるなど、地域での連携に必要なサポートを行います。

- 愛知県福祉人材センターにおいて、福祉・介護分野への就業相談及び斡旋、巡回相談、施設見学や職場体験、就職フェアの実施等により、新たな人材の参入を促進するとともに、介護施設等に勤務する職員に対する専門的知識や技術向上のための研修等を実施し、人材の資質向上・定着を図ります。

(参入促進)

- 11月11日の「介護の日」にあわせて、「介護」や「介護職」の意義及び重要性についての広報啓発活動を実施します。
- 特に若い世代を対象とした、介護職情報発信ポータルサイト「介護の魅力ネット・あいち」について、介護職が本来持つやりがいや社会的意義等の理解が促進されるよう内容を充実し、学生や教員等へのさらなる周知を図るとともに、小中学生・高校生向けに作成した介護のイメージアップ用DVD・小冊子の学校現場におけるさらなる活用促進に努めます。また、県内の高校生に介護福祉施設で実務を体験してもらう「介護教室」を行うなど若い世代の参入促進に努めます。
- 児童生徒一人一人に備わっている福祉の心を積極的に引き出すとともに、福祉へのかかわりを自分自身の問題として認識させ、生涯にわたって実践的に社会に関わっていく態度の育成に努めます。
- 社会福祉士養成施設や介護福祉士養成施設、介護福祉士実務者研修施設の学生に対し、返還免除条件付きの修学資金の貸付を行うことにより、資格取得の意欲を高め、就労につなげるよう努めます。また、介護職として一定の経験を有する者に対し、介護職員として再就職する際に必要となる再就職準備金について同様の貸付を行うことにより、介護現場で即戦力となる人材の呼び戻しに努めます。
- 福祉系高校に通う学生に対し、返還免除条件付きの修学資金の貸付を行うことにより、若い人材の介護分野への参入促進を支援するとともに、他業種で働いた方等に対しても、一定の介護関連研修の修了を条件に、介護職員として就職する際に必要となる就職準備金について同様の貸付を行うことにより、新たな人材の介護分野への参入を促進します。
- 介護に対する不安を払拭し、元気高齢者を始め多様な人材の介護分野への参入を促すため、「介護に関する入門的研修」を受講いただいた方を「あいち介護サポーターバンク」に登録し、介護周辺業務を担うボランティアとして、派遣を希望する介護事業所とのマッチングを行っています。引き続き、「あいち介護サポーターバンク」の効果的な運用等により、多様な人材の参入促進を図るとともに、サポーターを活用した役割分担等による業務改善を支援します。
また、離職した介護人材届出制度の効果的な運用等により、意欲のある潜在的有資格者が再び介護の現場で活躍いただけるよう支援します。

(資質の向上)

- 介護職員の技術向上や資格取得によるキャリアアップを促進するため、喀痰吸引等研修を含め、職員の多様な研修受講等をサポートする介護事業所を支援します。
- 必要な介護支援専門員を確保するとともに、介護支援専門員に対して、実務研修、専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修を実施して、資質・専門性の向上に努めます。

(労働環境・処遇の改善)

- 給与の改善やキャリアパスの確立などにより、介護職員の処遇を改善し、専門職として介護職員の社会的評価の向上が図られるよう努めます。
- 介護施設内保育施設に支援し、介護施設に従事する職員の離職防止及び再就業の促進を図ります。
- 介護職員及び施設管理者等に対し、職場でのメンタルヘルスやストレスの仕組み等に関する研修を実施するとともに、介護職員が抱える仕事や人間関係、心の健康等に関する悩みを相談できる専用窓口を設置し、ベテラン介護福祉士等によるきめ細かい相談対応を行います。
- ハラスメント対策について、介護保険指定事業者講習会や運営指導等の機会を通じて普及啓発及び助言・指導等適切な対応を行います。
- 介護サービス情報公表制度における調査を任意で受審している事業所を対象に、人材育成の取組みが優良な事業所を認証する「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」を実施します。
- 外国人介護人材を受け入れる、または受入を検討する事業所に対し、受入に係る知識の普及に努めるとともに、外国人介護人材に対する日本語や介護の専門知識・技術の学習支援や、地域社会への適応を促す生活支援、日本人職員や利用者とのコミュニケーション支援を図る介護事業所をサポートします。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
介護職員の確保数	県 市町村 民間事業者等	107,516人 (2021年度)	(今後集計)	介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を3本の柱として、各種の取組を進めていく。
介護職員の離職率	県 市町村 民間事業者等	17.0% (2022年度)	減少	
介護施設内保育所に対する補助施設数	事業所	45か所 (2022年度)	増加	介護従事者が子育てをしながらも働き続けることができるよう介護施設内保育所の設置を促す。
介護事業所人材育成認証評価事業所数	事業所	71か所 (2022年度)	増加	人材育成等の取組を一層推進し、求職者に優良な事業所の判断についての指標を与えることを目的に、人材育成等の取組が優良な事業所を認証する。

3 介護現場の生産性の向上（業務の改善・効率化と質の向上）

現状・第8期計画の評価

- 少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、職場環境の改善等の取組を通じ、職員の負担軽減を図るとともに、ケアの充実等の介護サービスの質の向上へ繋げる取組である「介護現場における生産性向上」の取組が必要不可欠な状況となっています。
- 介護現場において、生産性向上の取組を進めるには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、令和5年5月の介護保険法の改正では、生産性向上に関する取組が一層推進されるよう、都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定が新設されるなど、生産性向上の取組に対する都道府県の支援が求められています。
- 介護保険事業所が介護ロボットを導入した場合やICT機器を導入した場合に、導入に係る経費の一部の補助を実施していますが、今後は導入に係る経費の補助に加え、有効な活用方法に関する助言などの業務改善支援が求められています。
- 介護休業や介護休業給付金等の制度や仕組みについて、介護保険指定事業者講習会の機会を通じて普及啓発に努めています。
- 2021年度に、事業者が加算の届け出にあたり提出する文書のうち、「実務経験証明書」を不要とする負担軽減を行っています。
- 指定申請等について、国が定める標準様式によること及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化が定められました。（2024年4月から。「電子申請・届出システム」については2026年3月までの経過措置あり。）

基本方針

- 「介護現場における生産性向上」の取組を推進するとともに、地域の実情をふまえた支援となるよう市町村や関係団体、関係機関等との連携を図ります。
- 介護ロボットやICT機器の導入の促進を図ります。
- 労働者の離職を防ぐため、介護休業等の制度や仕組みについて、雇用者への普及啓発に努めます。
- 介護分野の文書に係る負担軽減を進めるとともに、「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を遅滞なく行います。

2026年度までの目標

- 介護職員の負担軽減のための介護ロボットやICT機器の導入に係る経費の補助により職場環境の改善を進めるとともに、導入を円滑にするため、介護ロボットやICT機器を導入した介護保険事業所から提出される導入効果等をホームページで公表します。
- 人材育成や職場環境の改善等の取組が一定レベル以上の事業所を認証する「介護事業所人材育成認証評価事業」などの実施により、介護職員の労働条件の改善に努めます。
- 労働者の離職を防ぎ、介護と仕事を両立できるよう、事業者に対し介護休業や介護休業給付金など、介護を支える制度や仕組みに関する普及啓発を進めます。
- 国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を進め、遅滞なく「電子申請・届出システム」の使用を開始するとともに、市町村の支援を行います。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
介護ロボット導入に対する補助施設数	事業所	500事業所 (2022年度末累計)	743事業所 (2026年度末累計)	介護ロボットを導入した施設に導入経費の一部を補助する。
ICT機器導入に対する補助事業所数	事業所	992事業所 (2022年度末累計)	2,072事業所 (2026年度末累計)	ICT機器を導入した事業所に導入経費の一部を補助する。

第8章 災害や感染症対策に係る体制整備

1 災害に対する備えと体制整備

現状・第8期計画の評価

- 介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、災害が発生した場合であっても、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。このため、日頃から災害発生時に備えた取組や業務継続に向けた取組や対策を推進していくことが必要です。
- 愛知県に甚大な被害をもたらすおそれがある南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、発生の切迫性が高まっています。加えて、気候変動の影響による豪雨の頻発化や台風の大規模化、海面上昇などに伴い風水害が激甚化していくことが懸念されています。本県では、愛知県地域防災計画（愛知県防災会議作成）において、災害に対処するための基本方針や、県・市町村・その他関係機関が取るべき措置等を定めています。

<要配慮者への支援体制の整備>

- 市町村では、災害対策基本法に基づき、高齢者など災害時に自ら避難することが難しく、支援が必要な方（以下「避難行動要支援者」という。）の生命・身体を災害から守る必要があるため、避難行動要支援者を把握するとともに、名簿の作成や、避難支援等関係者間の情報共有に努めています。
- 災害時、高齢者等の特に配慮を必要とする方（以下「要配慮者」という。）へ支援を迅速かつ適切に行うには、支援が必要な方を日頃から積極的に把握し、日常的な見守り活動や助け合い活動を進めることが有効であることから、こうした地域における支え合いを推進するための市町村地域福祉計画に、避難行動要支援者の把握・情報共有・安否確認方法を盛り込むことが重要となっています。
- 愛知県では、要配慮者の支援については、「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」にて、市町村における災害時における要支援者支援に取り組む際に留意する事項を示し、市町村における避難行動要支援者体制構築に向けた取組を支援しています。
- 市町村では、避難所の生活を送ることが困難な方（高齢者、障害者、乳幼児など）に配慮した福祉避難所を確保しています。（54 市町村、1,064 か所（2022 年 10 月 31 日現在））
- 愛知県では、避難所に避難された高齢者等の災害時要配慮者に対して、適切な福祉支援活動を行うための愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 D C A T）の派遣に向けた体制整備を行っています。

<高齢者福祉施設等における防災対策>

- 近年、大規模な地震や集中豪雨による浸水被害など、多くの自然災害の発生により、浸水想定区域内等に設置された社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が見受けられるため、十分な防災対策を講ずる必要があります。

- 社会福祉施設等の施設等管理者は、高齢者などの要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る必要があります。また、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄や、非常用電源の確保に努めることとされています。
- 訪問系サービスを除く全ての介護保険施設や介護サービス事業所においては、災害発生時に要介護高齢者の方の避難等の援助が必要となるため、各種災害発生時に備えた十分な対策を講じておく必要があります。なお、非常災害に関する具体的計画の策定や定期的な避難訓練が義務付けられています。なお、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護においては、訓練に当たっての地域住民との連携の努力義務が設けられています。
- 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内又は津波災害警戒区域内にある市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設。以下「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は、災害時に要配慮者が適切に避難できるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。
- 介護施設やサービス事業所においては、災害等が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、事業継続に向けた計画「業務継続計画（BCP）」の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が2021年4月から義務付けられています。（居宅療養管理指導については2027年4月まで、その他のサービスについては2024年3月まで経過措置あり。）
- 特別養護老人ホーム等の介護施設等は、災害に備え、防災・減災対策に係る整備を推進していく必要があります。

基本方針

<要配慮者への支援体制整備の推進>

- 市町村における高齢者などの避難行動要支援者への支援や、避難生活における要配慮者支援の取組を推進します。
- 災害発生時に市町村、県保健所等から情報収集し、要配慮者に係る広域調整・市町村支援を行います。
- 市町村からの要請により、必要に応じて愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）を編成し、派遣します。
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や協定の締結が進むように、働きかけます。

<高齢者福祉施設等における防災対策の推進>

- 高齢者福祉施設の設置にあたっては、立地条件に十分配慮した上で整備を進めるよう市町村と連携していきます。
- 災害が発生した場合であっても、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう社会福祉施設等を支援します。

- 策定が義務付けされている全ての介護保険施設等について、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や、避難訓練が適切に実施されるよう、市町村と連携し、指導・助言していきます。
- 要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町村と連携し働きかけていきます。
- 介護施設やサービス事業所における業務継続計画（BCP）の作成支援の取組を進めます。
- 特別養護老人ホーム等の介護施設等に対して、災害に備えた防災・減災対策に係る整備を推進していきます。

2026年度までの目標

<要配慮者への支援体制整備の推進>

- 災害時における要支援者支援に取り組む際に留意する事項等をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022年度改訂）を示し、市町村における避難行動要支援者体制構築に向けた取組を支援します。
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成、福祉避難所の指定や協定の締結が進むよう、働きかけていきます。
- 本県では、市町村からの要請があった際、必要に応じて愛知県災害派遣福祉チーム（愛知DCAT）を編成し、派遣します。また災害発生時に備え、平時よりチーム員の養成やスキルアップ研修を行うなど、派遣体制を整備します。

<高齢者福祉施設等における防災対策の推進>

- 新たに高齢者福祉施設を設置する者が、浸水想定区域、土砂災害警戒区域又は津波災害警戒区域等、立地条件について十分配慮し、災害の危険性等を認識し、必要な対策を講じるよう、市町村と連携した指導・助言をしていきます。
- 社会福祉施設等において、防災教育や防災訓練の充実強化が図られるとともに、食糧や生活必需品の備蓄や、非常用電源の確保ができるよう、支援します。
- 策定が義務付けされている全ての介護保険施設等について、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や、避難訓練が適切に実施されるよう、市町村と連携し、指導・助言していきます。
- 要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成や、避難訓練が適切に実施されるよう、市町村と連携し働きかけていきます。
- 災害発生時であっても、介護施設やサービス事業所におけるサービス提供が継続できるよう、業務継続計画（BCP）の作成支援の取組を進めます。
- 特別養護老人ホーム等の施設の耐震改修や老朽化対策の整備を推進するため、必要な経費に対して助成します。

- 介護施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備・給水設備の整備、垂直避難用エレベーター等の整備、スプリンクラー設備の整備及びブロック塀等の改修費に対して助成します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
自然災害発生時の業務継続計画（BCP）の作成割合	※1	25.4%※2 (2023年9月現在)	100%	感染症や非常災害の発生時においてもサービスの提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために作成が義務付けられている計画の策定を促し、利用者の支援体制を整える。
感染症発生時の業務継続計画（BCP）の作成割合	※1	27.7%※2 (2023年9月現在)	100%	

※1 介護保険サービスの指定・許可を受ける全施設・事業所

※2 国調査（介護保険サービスの指定・許可を受ける全施設・事業所から層化抽出）の愛知県分の結果による。

2 感染症に対する備えと体制整備

現状・第8期計画の評価

- 介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症が発生した場合であっても、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。このため、日頃から感染症発生時に備えた取組や業務継続に向けた取組や対策を推進していくことが必要です。

<感染症対策に対する体制整備>

- 2019年12月以降、世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症患者の増加により、福祉の現場では、これまでに経験のない程の多大な影響がもたらされています。本県では「愛知県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」を2015年11月に策定し、未知の感染症対策を含む新型コロナウイルス感染症等対策の実施に関する基本的な方針や、県が実施する措置等を示しています。
- 新型コロナウイルス感染症等は、いつ発生するか分からないことから、市町村は、県内感染期における高齢者等の要援護者への生活支援（見守り、介護等）、搬送、死亡等の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく必要があります。

<介護施設等における感染症発生時の備え>

- 介護施設やサービス事業所においても、日頃から警戒を怠らず、発生時に備えた対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備等を推進していく必要があります。
特に、基礎疾患を有する方が集まる施設や、多数の方が居住する施設等においては、感染対策の取組を強化していく必要があります。
- 感染拡大防止を図るため、「介護現場における感染対策の手引き」（2023年9月改訂）が示されており、発生時の医療提供手段を確保するため、日頃から保健所や地域の協力医療機関と連携体制を構築し、具体的な対応方法を検討しておくことが重要です。
また、入所者に対しては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意する必要があります。
- また、施設管理者等は、利用者の状態に応じた対応について、「介護現場における感染対策の手引き」に基づき、サービス類型に応じた取組を進めていく必要があります。

<介護サービスの継続的提供のための備え>

- 介護施設やサービス事業所においては、感染症発生時に備え、衛生物品の確保や設備整備、サービス継続、応援体制の構築、感染症対策の徹底のための支援等が求められています。
- 高齢者の方は、感染症に対する抵抗力が弱く、また介護施設やサービス事業所で感染症が一旦発生すると集団発生となることも多いため、介護現場の職員は適切な感染症予防対策を着実に実施する必要があります。

- 介護施設やサービス事業所においては、感染症等が発生した場合にあっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業所を対象に、事業継続に向けた計画「業務継続計画（BCP）」の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が2021年4月から義務付けられています。（居宅療養管理指導については2027年4月まで、その他のサービスについては2024年3月まで経過措置あり。）

また、介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、施設系サービスには、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を、その他の訪問系、通所系、居住系サービス等には、施設系サービスと同様の取組の実施等が義務付けられています。（3年の経過措置あり、2024年4月から完全義務化。）

- 介護施設等においては、感染者等が発生した場合などの緊急時に備えて、平時より応援体制を構築しておくことが求められます。このため、都道府県や市町村においては、平時より介護保険施設等の関係団体と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、感染者等が発生した場合の人材確保対策を講じておく必要があります。

<感染防止に配慮した介護予防の取組>

- 感染防止に配慮しつつ、介護予防の取組を進めていくことが重要です。

基本方針

<感染症対策に対する体制整備の推進>

- 「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平時から感染予防策の普及啓発、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、医療体制の整備等を実施します。また、発生時は、そのステージに応じて、ワクチン接種の実施、医療体制の確保、情報の提供等を実施します。

<介護施設等における感染症発生時の備えの推進>

- 介護施設等における感染拡大防止のための留意点や、感染症発生に備えた対応等を示し、感染症対策の徹底と発生に備えた取組の促進を図っていきます。

<介護サービスの継続的提供のための取組支援>

- 感染症発生時に備え、介護施設やサービス事業所における衛生物品の確保や設備整備、サービス継続、応援体制の構築、感染症対策の取組を支援していきます。

<感染防止に配慮した介護予防の取組>

- 感染防止に配慮した、介護予防の取組を推進します。

2026年度までの目標

<感染症対策に対する体制整備の推進>

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、県ホームページ等を利用して情報提供に努めます。また、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染予防策についても普及に努めます。
- 緊急事態宣言がされている場合には、県は、国の要請を受けて市町村が行う在宅の高齢者等の要援護者への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等の実施について、市町村を支援します。

<介護施設等における感染症発生時の備えの推進>

- 発生時の地域医療体制の確保のため、保健所を中心として、日頃から地域の医療関係者との間で、医療提供体制について、協議、確認等を行います。また、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。
特に、介護施設等の基礎疾患を有する方が集まる施設や、多数の方が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請します。

- 介護施設等における感染拡大防止のための留意点や、感染症発生に備えた対応等を示し、感染症対策の徹底と発生に備えた取組の促進を図っていきます。

また、ホームページを活用して最新の情報を提供するとともに、介護保険指定事業者講習会を通じて必要な助言・指導を行います。

<介護サービスの継続的提供のための取組支援>

- 感染症発生時にあってもサービス提供が継続できるよう、事業継続計画（BCP）の作成支援や感染症対策の取組を進めます。

<感染防止に配慮した介護予防の取組>

- ホームページを活用した介護予防に役立つ情報の発信や、市町村への情報提供などを行い、感染防止に配慮した、介護予防の取組を支援します。